

# 豊見城市障害者計画及び第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画 策定業務委託仕様書

## 1 委託業務名称

「豊見城市障害者計画」及び「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」策定業務

## 2 業務の目的

本業務は、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく現行の「豊見城市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度末までであることから、令和9年度を初年度とする豊見城市障害者計画及び第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定するものである（令和9年度～令和11年度）。

本計画については、現行計画の検証及び評価を行うとともに、豊見城市の障害者及び障害児の現状と課題を整理し、市民ニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、豊見城市が取り組むべき「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画及び成果目標並びに活動指標」を定めるものとする。

## 3 履行期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月17日までとする。

## 4 契約方法

提案内容及び見積価格による随意契約とする。

## 5 委託限度額

4,040,000円（消費税含む）

※この金額は予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すためのものである。

## 6 業務の内容

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた市町村障害者計画及び障害者総合支援法第88条第1項に定められた市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に定められた市町村障害児福祉計画に相当するものであり、国の法制度や指針、通知等に基づくとともに、沖縄県の関連計画、豊見城市の関連計画と整合性を図りながら策定するものとする。

具体的な業務の内容は次のとおりであるが、あくまで現時点のものであり、今後、国の制度検討、通知等によっては、変更が生じることがある。

### (1) アンケート調査による実態把握

市の障害者（児）の実態と課題把握を目的としてアンケート調査を実施すること。なお、調査は国から示されている調査票案に基づき、本市と受託者で協議のうえ、ニーズ把握に適した設問とする。

- ア. 調査内容の整理：既存データ等の把握に基づき目的を整理
- イ. 調査票の種類と対象者の選定：調査票の種類と調査件数は受託者からの提案を基とする。参考までに各種手帳の所持者等は以下のとおり。
- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (ア) 身体障害者手帳所持者     | 2,698 人 |
| (イ) 療育手帳所持者        | 885 人   |
| (ウ) 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 714 人   |
- ウ. 調査票の配布・回収：郵送で行う。(印刷・封入・送料についても提案に含めること)
- エ. 調査結果の集計・分析：項目ごとの分析に加え、クロス集計による詳細な分析も行う。
- オ. 調査結果の評価、計画への反映：結果等を障害福祉サービスの見込量等に反映する。

(2) 計画策定にかかる課題の整理

上記(1)及び現行計画の進捗状況を踏まえ新たな計画策定に向けた課題の整理を行う。

(3) 障害者計画の原案作成

障害者の状況等を踏まえ、具体的な施策にかかる提言及び計画原案の作成を行う。

(4) 障害福祉計画の原案作成

障害福祉サービスの提供体制確保及び業務実施にかかる提言及び計画原案の作成を行う。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に関する成果目標の設定
- ② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの活動指針の設定
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(5) 障害児福祉計画の原案作成

障害児の状況等を踏まえ、具体的な施策にかかる提言及び計画原案の作成を行う。

- ① 障害児に対する福祉サービス、子育て支援等の提供体制確保に関する成果目標の設定

(6) 豊見城市障害者施策推進協議会（策定委員会）の運営サポート

策定委員会の運営をサポートし、事務局に対する必要な助言、資料提供、議事概要等の作成・整理を行う。(豊見城市地域自立支援協議会の意見聴取を含む)

- ① 受託者は、専門職員を配置すること
- ② 受託者は、各種会議の開催通知、提供資料の作成及び配布（配布は会議開催日の1週間前）、会議への出席、資料の説明及び議事録の作成など運営にかかる支援全般を行う。  
策定委員会      5 回程度      各種団体等の代表      10 名程度

## 7 業務日程

業務委託内容にかかる具体的な日程については、契約締結後に調整し決定するものとする。

## 8 成果物

- (1) 障害者計画アンケート調査結果分析報告書（簡易印刷） 5部
- (2) 豊見城市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画（A4版 一部カラー） 50部
- (3) 上記にかかる電子媒体データ 一式

※部数については、調整の上、変更することもある。

## 9 提出書類

受託者は、契約締結後 14 日以内に業務履行のための実施体制を整え、次の事項について書面により届け出を行うものとする。

- (1) 業務主任担当等の届け出（任意様式）
- (2) 仕様書に基づく業務工程表（任意様式）
- (3) その他、豊見城市が必要と認める書類等

## 10 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたり、関係する法令等を遵守するものとする。また、業務委託期間中にこれらの法令等に改正がある場合は改正後の内容に応じて対応するものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (2) 豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年豊見城市条例第 26 号）
- (3) 豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年豊見城市規則第 2 号）
- (4) 豊見城市契約規則（昭和 49 年 7 月 30 日豊見城市規則第 11 号）

## 11 その他

- (1) 当仕様書に定めがない事項及び計画策定業務において疑義が生じた場合は、必要に応じ協議し、円滑な作業の推進に努めるものとする。
- (2) 本業務の遂行上知り得た個人情報については、他人に漏らしてはならない。個人情報の取扱いについては、国が定める個人情報保護ガイドライン等に沿った対応を行うこととする。
- (3) 本業務により得られた成果、著作権はすべて豊見城市に帰属するものとする。